

## 船舶事故調査報告書

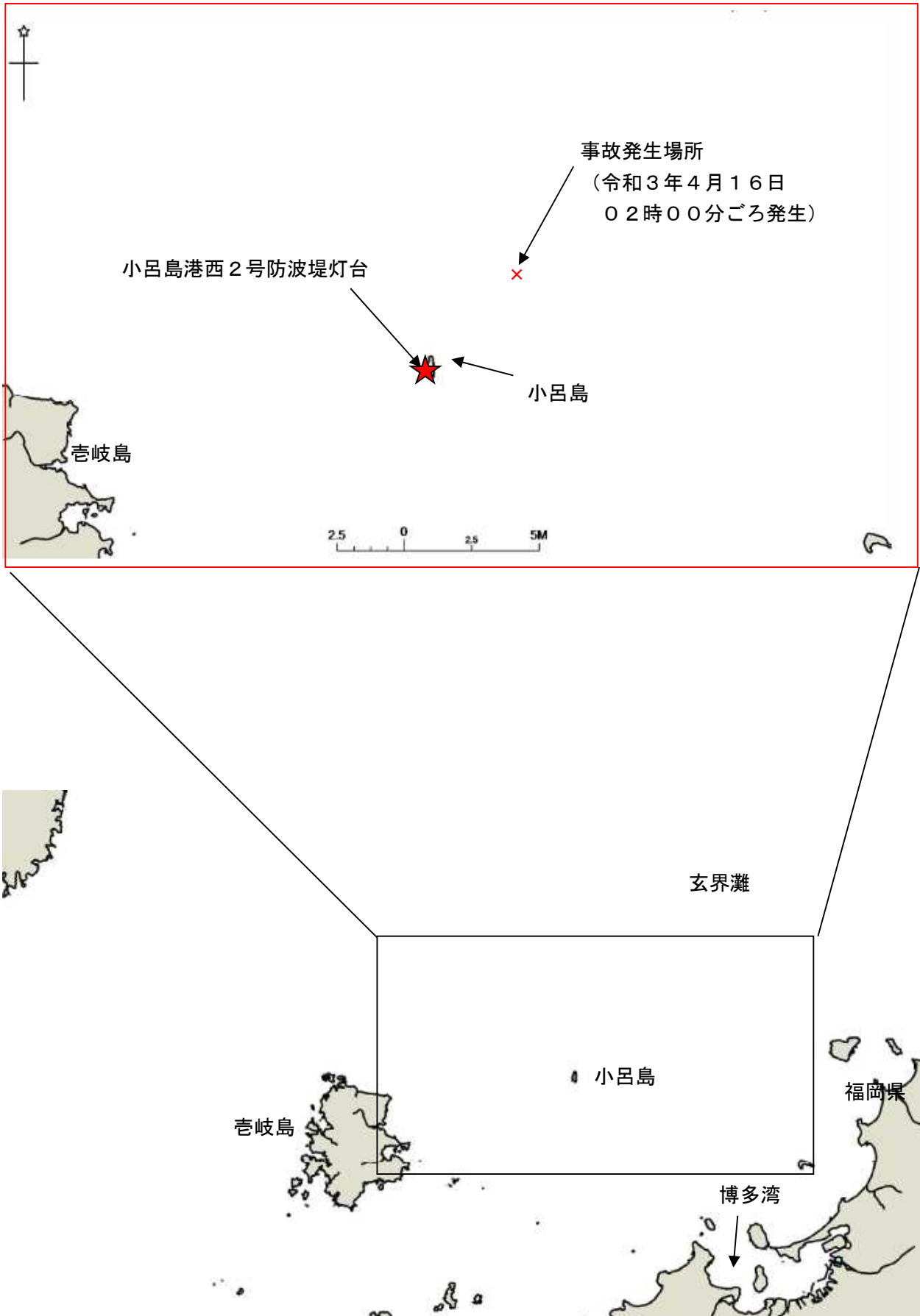
令和4年2月2日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	令和3年4月16日 02時00分ごろ
発生場所	福岡県福岡市小呂島 <sup>おろの</sup> 北東方沖 小呂島港西2号防波堤灯台から真方位045° 6.0海里（M）付近 （概位 北緯33° 55.9′ 東経130° 07.3′）
事故の概要	漁船 <sup>りょうせい</sup> 漁生丸は、操業中、機関室のバッテリー区画で火災が発生した。 漁生丸は、機関室のバッテリー区画等に焼損を生じた。
事故調査の経過	令和3年9月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 漁生丸、12トン FO2-6008（漁船登録番号）、個人所有 14.38m（Lr）×3.32m×1.35m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和59年5月23日
乗組員等に関する情報	船長 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年7月6日 免許証交付日 平成29年9月25日 （令和4年12月23日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関室のバッテリー区画等に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、沖刺し網漁の目的で、令和3年4月16日01時00分ごろ、小呂島北東方沖の漁場に向けて小呂島漁港を出港し、01時30分ごろから主機を中立運転として漁を開始した。 船長は、前部甲板右舷側で電動ローラを使用しながら網を引き上げ、乗組員は、後部甲板で網をさばきながら、漁獲物を後部甲板にあるいけすに投入する作業を行っていた。

	<p>船長は、02時00分ごろ主機の回転数が急に上がったような音を聞き、機関室の方を振り返ったところ、機関室の煙突から黒煙が上がっているのを認め、異常を感じて、機関室右舷側上部の入口から機関室に入った。</p> <p>船長は、機関室後部のバッテリー区画左舷側にある、主機制御装置付近から黒煙が出ているのを認め、海水ポンプを起動して甲板上からホースを引き込み、海水の放水を開始したところ、しばらくして主機が停止し、電灯が消え、その後鎮火したのを確認した。</p> <p>船長は、僚船の船長に電話をかけ、救助を依頼した。</p> <p>本船は、03時30分ごろ来援した僚船にえい航され、小呂島漁港の岸壁に着岸した。</p> <p>本船は、後日別の僚船にえい航され、福岡市西区所在の修理業者で上架され、修理業者及び主機制御装置修理業者担当者により原因が調査された結果、主機制御装置からバッテリー間の電線（以下「本件電路」という。）の被覆が経年劣化により破れ、電線が短絡して出火したと判断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 機関室配置図、写真1 本船、写真2 機関室のバッテリー区画の焼損状況、写真3 本件電路の焼損状況、写真4 主機制御装置外部の状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、昭和59年建造の本船を新造で購入後、1週間に1回の休日以外はほぼ毎日漁に出ていた。</p> <p>船長は、本船を購入後、電気的な不具合が発生していなかったため、絶縁被膜が劣化した電線の交換等の電気的な整備は行ったことがなく、電線の点検も実施したことはなかった。</p> <p>本船は、前日もほぼ同時刻に出漁していたが、不具合は発生していなかった。</p> <p>本船は、機関室の上部に自動拡散型消火器を装備していたが、機関室内に延焼しなかったため作動しなかった。</p> <p>船長は、操舵室にある消火器を取りに行く間に延焼すると思ったので、機関室に降りた際、近くにあった海水ポンプのスイッチを入れ、海水で消火活動を行った。</p> <p>本船は、本件電路に著しい焼損及び熔断が認められたものの、主機制御装置内部に損傷は認められなかった。</p> <p>本船は、機関室のバッテリー区画からの電線に沿って、船室等に焼損が認められたが、機関室に電線以外の焼損箇所はなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、37年以上電気的な点検整備が行われていない中、小呂島</p>

	<p>北東方沖で操業中、機関室のバッテリー区画内にある本件電路の被覆に経年劣化による破れが生じて電線が短絡したことから、周囲の可燃物に引火し、火災が発生したと考えられる。</p> <p>本件電路は、船長が本船を購入後、電氣的な不具合が発生していなかったことから、長期間点検整備が行われておらず、絶縁被膜の劣化が確認されていなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、出火後、消火活動のため海水を放水したことから、主機制御装置が濡損を生じて主機が停止し、電路が短絡して電灯が消えたと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、37年以上電氣的な整備が行われていない中、小呂島北東方沖で操業中、機関室のバッテリー区画内にある本件電路の被覆に経年劣化による破れが生じて電線が短絡したため、周囲の可燃物に引火し、火災が発生したと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、定期的に電気配線の点検等を行い、不具合があれば補修又は交換を行うこと。</li> <li>・ 船長は、消火器を常に持ち出しやすい場所に保管し、火災発生時には直ちに使用できるようにしておくこと。</li> <li>・ 船長は、法令で火災探知器の設置が求められる船舶以外の小型船舶にあっても、機関室等には、火災探知器を設置することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



付図2 機関室配置図

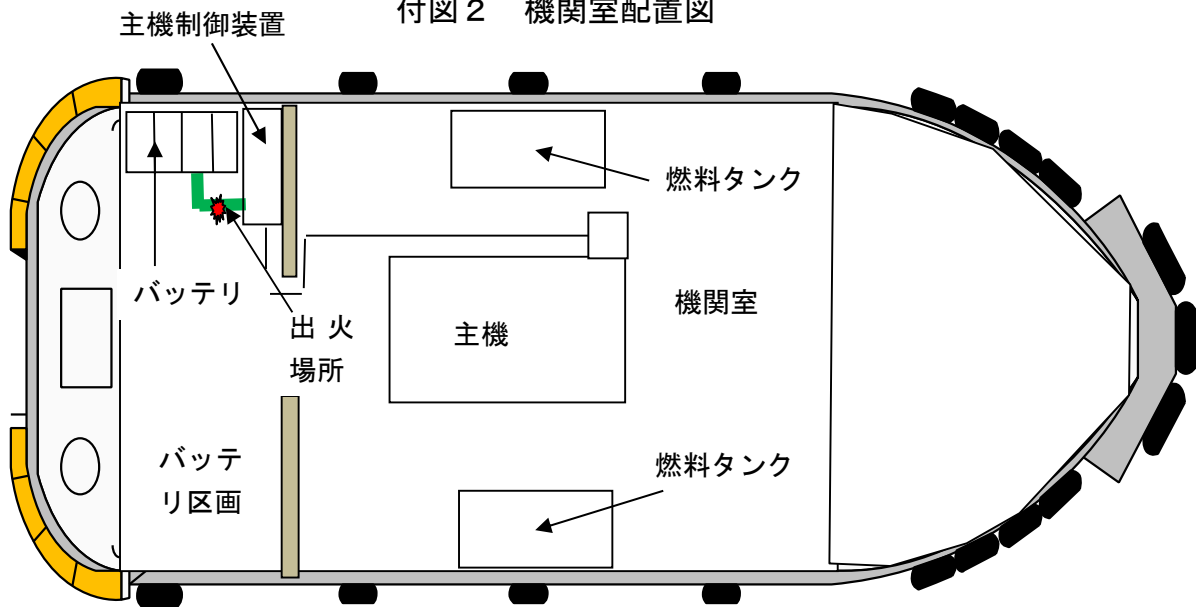


写真1 本船



写真2 機関室のバッテリー区画の焼損状況



写真3 本件電路の焼損状況



写真 4 主機制御装置外部の状況

